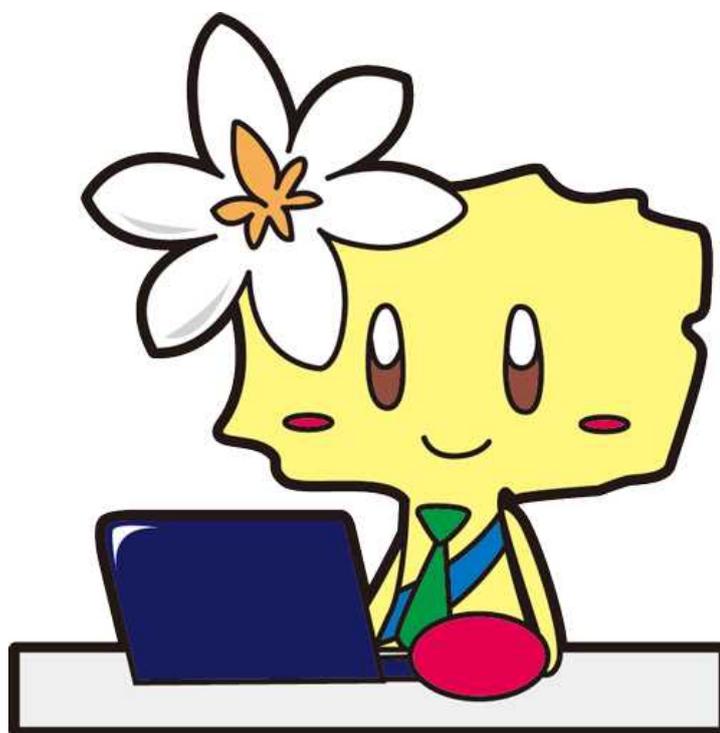


# 設計変更ガイドライン



令和4年1月

愛知県大府市

## 目次

1	設計変更ガイドラインについて	1
2	設計変更が適切に実施されるためには	2
3	設計変更が不可能なケース	3
4	設計変更が可能なケース	4
4-1	設計変更が可能なケース（土木）	4
4-2	設計変更が可能なケース（建築）	5
5	変更協議の手続き	6
6	設計変更に係る資料の作成	12
7	指定・任意の運用	13
8	設計図書の照査について	14
参考資料		15
1	大府市公共工事請負契約約款（抜粋）	
2	大府市設計変更事務取扱要領（抜粋）	
3	大府市工事監督要領（抜粋）	
4	大府市設計変更審査委員会設置要綱（抜粋）	
5	愛知県土木工事標準仕様書（抜粋）	
6	設計図書の照査要領（案）愛知県建設部	

# 1 設計変更ガイドラインについて

## (1) ガイドライン策定の背景

公共工事の施工においては、社会的な制約の中で完成させるという特殊性を有しており、当初設計時に予見できない事態が発生し、工事内容の変更が避けられない場合が多くあります。

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産するという特殊性を有しています。

建築工事は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された一品受注生産である目的物を多種多様な自然・社会・環境条件の下において生産するという特殊性を有しています。

このため、契約時点で設計図書に定められた条件が、現地の条件と異なる場合には、施工方法や使用材料等の設計内容について、変更が生じる場合があります。

設計変更については「工事標準請負契約約款」等で手続は定められているものの、当初の施工条件が不明確、協議内容の曖昧さなど様々な理由により、設計変更が適切に行われていない事例があるとの指摘もされています。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」において、発注者責務の明確化が明記され、「発注関係事務の運用に関する指針」の内容に必ず実施すべき事項として「適切な設計変更」が義務付けられています。

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があります。

本ガイドラインは、工事設計変更事務取扱要領等を踏まえ、設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や設計変更を行う事例、手続き等を明示することで、設計変更の手続きを円滑化することを目的としています。

## (2) 定義

設計変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、受注者と行った工事の変更協議に基づき、発注者が変更することをいいます。

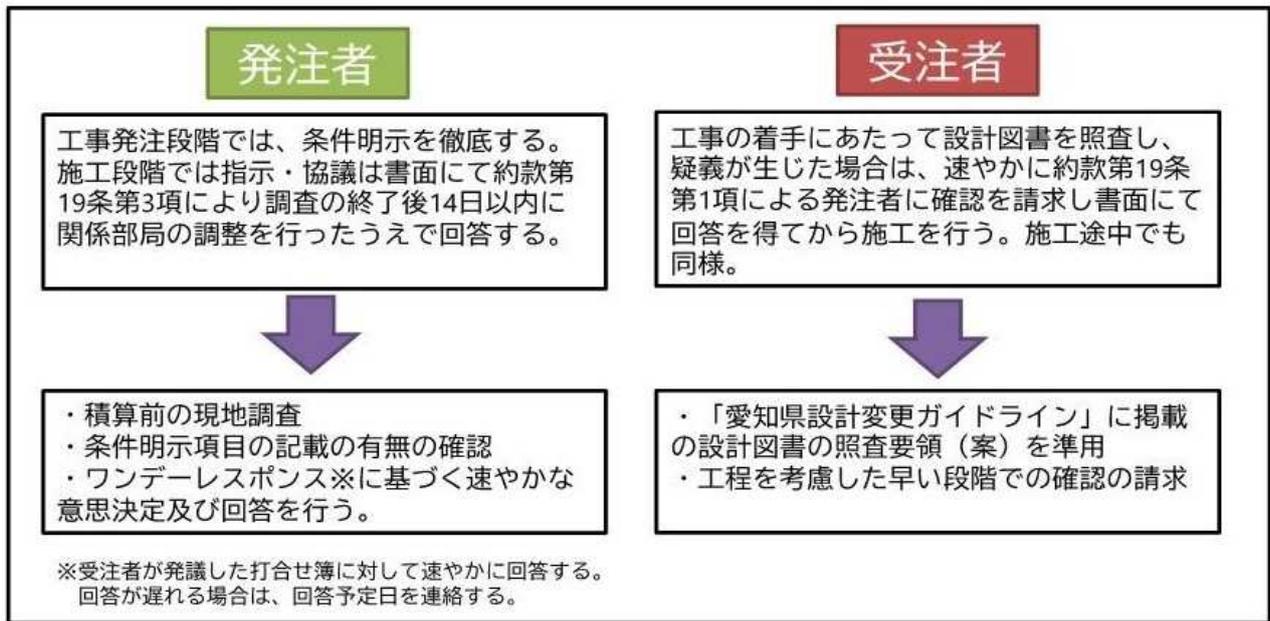
契約変更とは、設計変更に伴う請負代金額の変更又は工期の変更の決定に基づき契約の変更を行うことをいいます。

## (3) ガイドラインの適用範囲

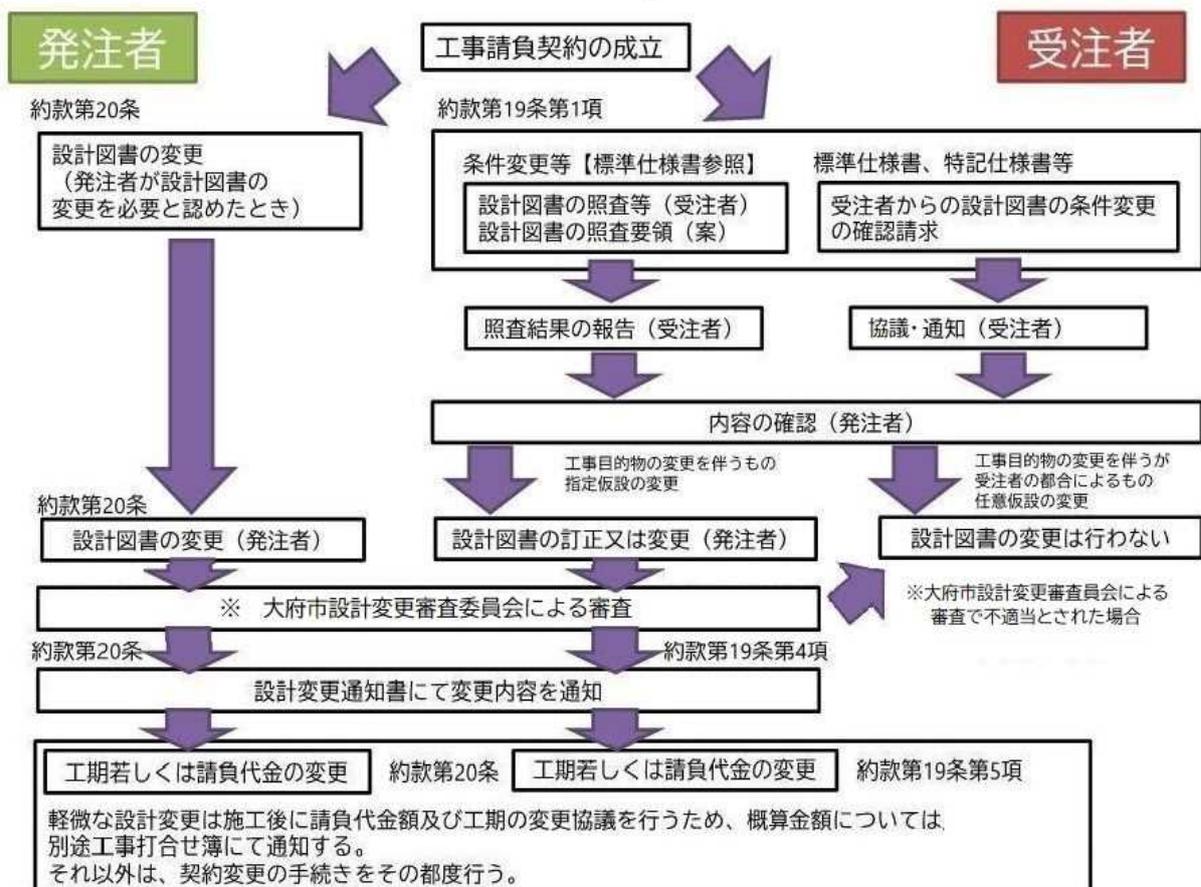
大府市が発注する工事に適用します。なお、工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいいます。

## 2. 設計変更が適切に実施されるためには

### (1) 設計変更が適切に実施されるためには



### (2) 設計手続き変更フロー（約款第19条、20条）



#### ※ 大府市設計変更審査委員会設置要綱

第2条 委員会が審査を行う契約（以下「審査対象契約」という。）は、次のとおりとする。ただし、契約金額の100分の30以内の金額の増減であって市長が審査を要しないと認める場合は対象としない。

- (1) 議会の議決又は議会への報告を必要とする設計変更を内容とする変更契約を行おうとする工事請負契約
- (2) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける企業（同法第2条第3項の規定により同法の規定の一部の適用を受けるものを含む。）においては、予定価格1億5千万円以上の工事請負契約に係る変更契約を行おうとする工事請負契約

(3) その他「契約約款」に記載されている設計・契約変更の対象となる条項

- ◇第 9 条：特許権等の使用
- ◇第 16 条：支給材料
- ◇第 18 条：設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等
- ◇第 21 条：工事の中止
- ◇第 21 条の 2：著しく短い工期の禁止
- ◇第 22 条：受注者の請求による工期の延長
- ◇第 23 条：発注者の請求による工期の短縮等
- ◇第 26 条：賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
- ◇第 27 条：臨機の措置
- ◇第 28 条：一般的損害
- ◇第 30 条：不可抗力による損害

### 3 設計変更が不可能なケース

下記のような場合は、原則として設計変更ができません。

(ただし約款第 27 条（臨機の措置）での対応の場合はこの限りではない)

- (1) 契約図書に条件明示のない事項において、発注者に条件変更の確認請求を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。  
対応例) 受注者は約款第 19 条第 1 項に該当する事項等発見したときは、その事実が確認できる資料（工事打合簿に通知事項を添付）を監督職員に提出し確認を求めます。
- (2) 発注者に条件変更の確認請求をおこなっているが、工事打合簿による回答がない時点で施工を実施した場合。  
対応例) 工事打合簿による回答は、発注者が約款により調査の終了後 14 日以内にする事となっており、速やかな回答は発注者の責務です。しかしながら、条件変更の確認内容によっては各種検討・関係機関調整が必要など、やむを得ず受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間を延長する場合があります。そのため、受注者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で工事打合簿に通知事項を添付して条件変更の確認請求手続きを行うことが重要です。
- (3) 「承諾」で施工した場合。  
対応例) 承諾とは受注者が自らの都合による施工方法等について発注者に同意を得るものです。設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合は約款による条件変更の確認請求をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきです。
- (4) 大府市公共工事請負契約約款及び標準仕様書の手続きを経ていない場合。  
対応例) 発注者及び受注者は協議指示・一時中止・工期延期・請負代金の変更など所定の手続きを行います。
- (5) 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合。  
対応例) 発注者は速やかに書面による指示・協議等を関係部局の調整後に行います。受注者は書面による指示・協議等の回答を得るまでは施工しません。

## 4 設計変更が可能なケース

### 4-1 設計変更が可能なケース（土木）

設計変更が可能なケースの一部を例示します。

（ただし約款第 27 条（臨機の措置）での対応の場合はこの限りではない）

- (1) 設計図書の内容が一致しない、誤り又は脱漏がある場合。  
例) 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない場合。
- (2) 仮設（任意仮設を含む）、施工方法等において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や湧水等が現地で確認された場合。  
（ただし、所定の手続きが必要。）
- (3) 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。
- (4) 所定の手続き（設計変更の手続）を行い、発注者の「設計変更内容の通知」による場合。  
（「通知」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
- (5) 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
- (6) 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められる場合。

#### 【留意事項】

設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ通知します。

- (1) 当初設計の考え方や設計条件を再確認し、工事打合簿により通知します。
- (2) 当該事業の工事の変更の必要性を明確にし、設計変更は約款にもとづき設計変更通知書により通知します。（規格の妥当性、変更対応の妥当性、別途発注すべきかを明確にします。）
- (3) 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとします。
- (4) 「大府市設計変更事務取扱要領」に基づき設計変更を実施します。
- (5) 工期変更する場合は、約款第 2 1 条の 2 に規定する「著しく短い工期」とならないよう注意します。

#### 4-2 設計変更が可能なケース（建築）

設計変更が可能なケースの一部を例示します。

（ただし約款第27条（臨機の措置）での対応の場合はこの限りではない）

- (1) 設計図書の内容が一致しない、誤り又は脱漏がある場合。  
例) 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない場合。  
建築、電気及び機械設備の設計内容が互いに整合していない場合。
- (2) 設計図書の表示が明確でない場合。  
例) 図面の記載内容が読み取れない場合。
- (3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合  
例) 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の現場が大きく異なる事実が判明した場合。  
施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査および撤去が必要となった場合。
- (4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合  
例) 施工中に地中障害物(埋蔵文化物)を発見し、撤去(調査)が必要となった場合。
- (5) 所定の手続き(設計変更の手続)を行い、発注者の「設計変更内容の通知」による場合。  
（「通知」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
- (6) 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
- (7) 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められる場合。

#### 【留意事項】

設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ通知します。

- (1) 当初設計の考え方や設計条件を再確認し、工事打合簿により通知します。
- (2) 当該事業の工事の変更の必要性を明確にし、設計変更は約款にもとづき設計変更通知書により通知します。（規格の妥当性、変更対応の妥当性、別途発注すべきかを明確にします。）
- (3) 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとします。
- (4) 「大府市設計変更事務取扱要領」に基づき、設計変更を実施します。
- (5) 工期変更する場合は、約款第21条の2に規定する「著しく短い工期」とならないよう注意します。

## 5 変更協議の手続き

### (1) 約款第19条第1項第1号

設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合の手続き（これらの優先順位が定められている場合を除く）

設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書に優先順位の規程がなく、例えば図面と仕様書が一致していない場合に、受注者が勝手に判断して、施工を続けることは不相当であるため、設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書のうち誤っていると思われる点を発注者に確認すべきです。

例 設計図書の平面図と詳細図で舗装構成等の記載が一致しない  
図面と仕様書で構造物の延長等の記載が一致しない 等

### (2) 約款第19条第1項第2号

設計図書に誤り又は脱漏がある場合の手続き

受注者は、設計図書が誤っていると思われる点があれば発注者に確認すべきであり、発注者は、その内容が誤っている場合には設計図書を訂正する必要があります。また、設計図書に脱漏がある場合に、受注者は、勝手に補って施工するのではなく、発注者に確認して、脱漏部分の訂正を要求すべきです。

例 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合  
条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合  
条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない場合 等

### (3) 約款第19条第1項第3号

設計図書の表示が明確でない場合の手続き

設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者は勝手に判断して施工するのではなく、発注者に確認して、施工すべきです。

例 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合  
水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合 等

### (4) 約款第19条第1項第4号

設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

設計図書に明示された掘削する地山の高さ、埋め立てする水面の深さなどの地表面の形状や地質、湧水の有無又は量などの自然的条件に左右される違いや、地下埋設物・地下工作物の有無又は位置、工事中道路、通行道路の変更、工事に関係する法令などの人為的な条件の違いにより施工条件が一致しない場合が考えられます。

例 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合  
設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合  
設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が現地の規制と一致しない場合  
前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合  
その他、新たな制約等が発生した場合 等

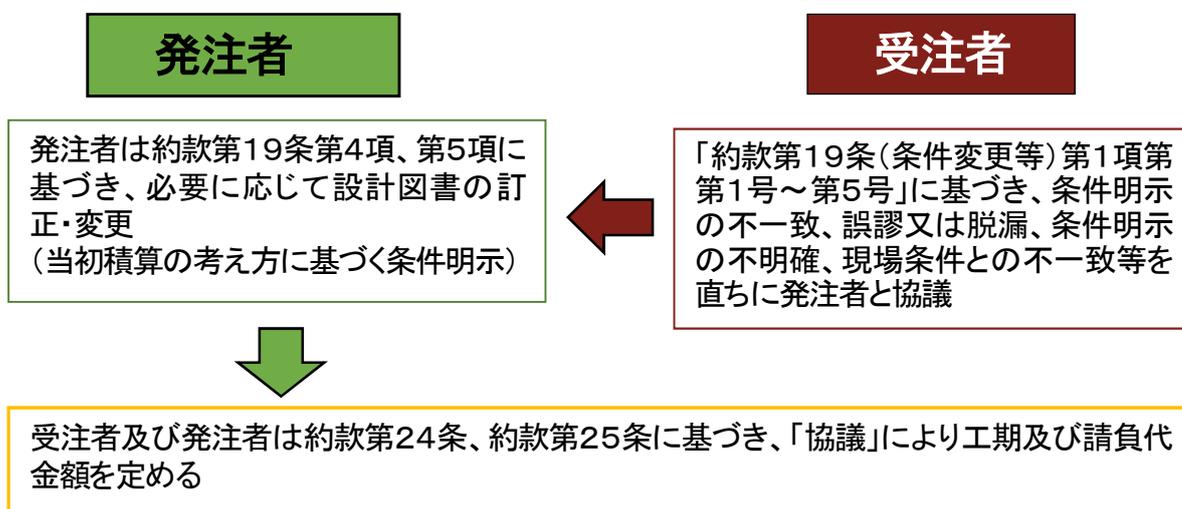
(5) 約款第19条第1項第5号

設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合の手続き

当初は、予期することができなかつたために設計図書に施工条件として定められておらず、事後的に生じた特別な状態が施工条件となる場合についても、契約内容の前提を大きく変えるものであり当初の設計図書どおりに施工することは不適當です。  
また、すでに存在しており予期することができたのに設計図書に施工条件として明示されていなかったものについては、設計図書に脱漏がある場合として、約款第19条第1項第2号の適用を受けます。

例 工事区域内に想定外の軟弱地盤層が存在し、地盤改良が必要となった場合  
工事区域内において埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった場合 等

【(1) から (5) の手続き】



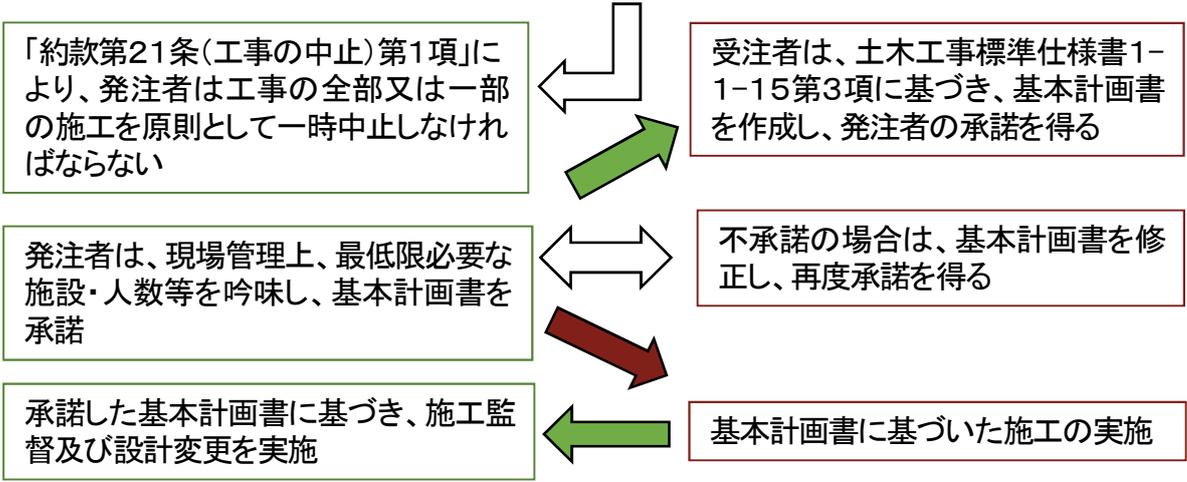
(6) 約款第21条  
 工事中止の場合の手続き（設計変更可能なケース）

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続きです

**発注者**

**受注者**

地元調整や予期しない現場条件等のため、受注者が工事を施工することができない



- 例
- ① 設計図書に工事着工時期が定められている時に、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
  - ② 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
  - ③ 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
  - ④ 設計図書と実際の施工条件の相違が発見されたため施工を続けることが困難な場合
  - ⑤ 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

(7) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

＜設計変更可能なケース＞

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤ 構造物への外力条件が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う)。
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と相違する場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑨ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑩ 「手引き」「各種示方書」等との対比設計。
- ⑪ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ⑫ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。

(注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

(8) 約款第22条

受注者からの請求による工期の延長の手続き

受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができます。

例 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合  
その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合 等

**発注者**

**受注者**

発注者は約款第22条第2項に基づき、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない請負代金についても必要と認められるときは変更を行う

協議



「約款第22条(受注者の請求による工期の延長)第1項」に基づき、その理由を明示した書面により発注者と協議



受注者及び発注者は約款第24条、約款第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

(9) 約款第23条  
発注者の請求による工期の短縮の手続き

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができます。

例 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合  
その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要

**発注者**

**受注者**

発注者は、「約款第23条(発注者の請求による工期の短縮等)第1項」に基づき、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を書面により受注者に請求

協議



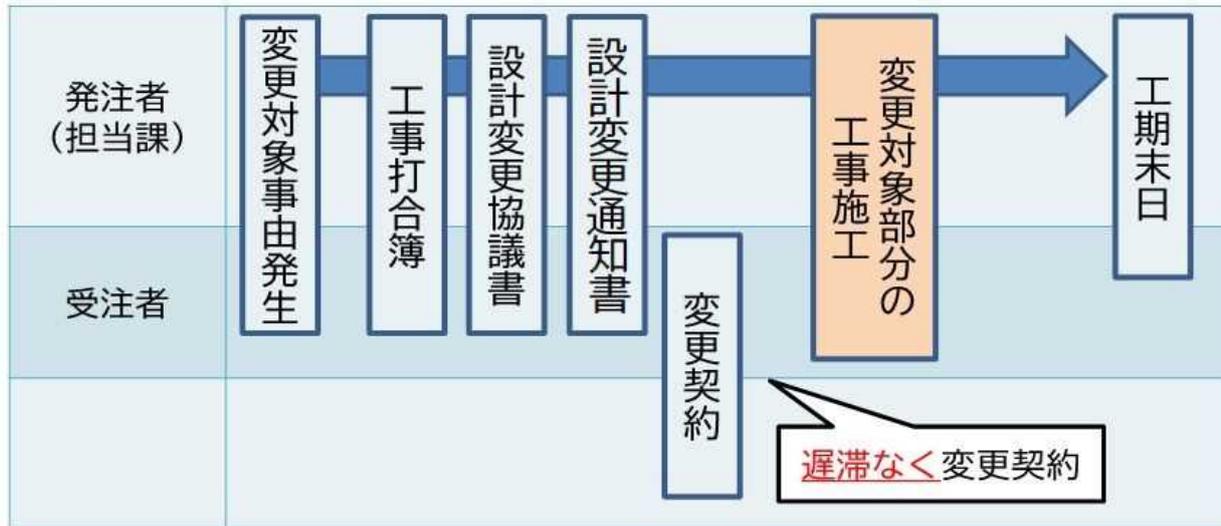
受注者は発注者からの請求に基づき、工期短縮を図るための施工計画を発注者に回答する。



受注者及び発注者は約款第24条、約款第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

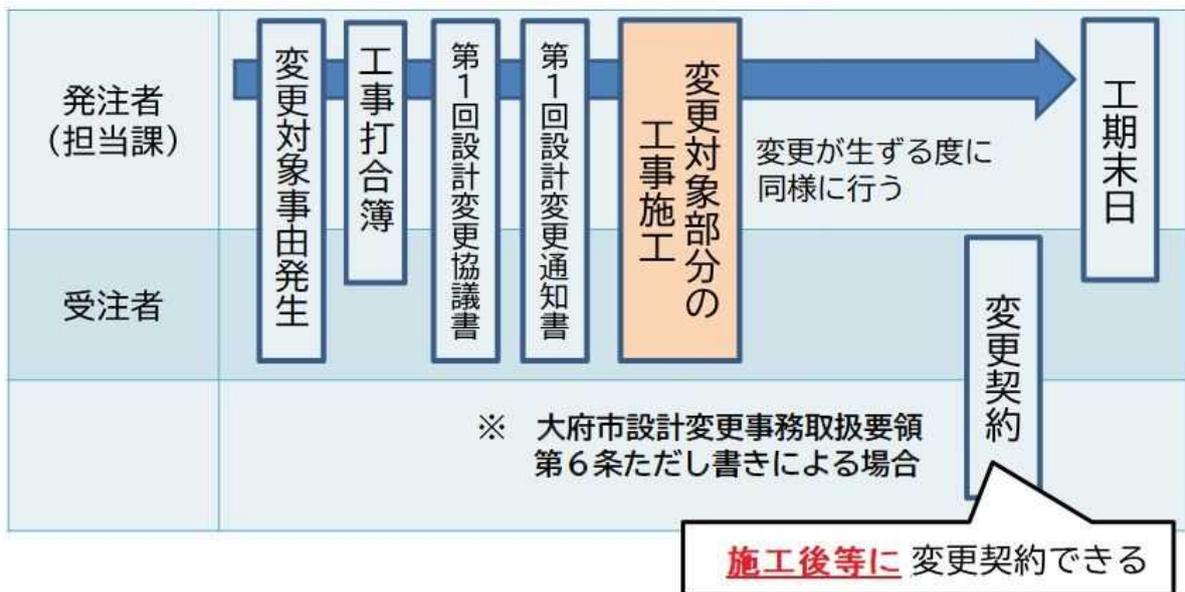
## 具体的な手続き（変更契約）

### ～一般的な変更の場合～



## 具体的な手続き（変更契約）～工事等の施工後に変更契約する場合～

### 軽微な設計変更の場合



※ 大府市設計変更事務取扱要領

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、次に掲げる（1）から（3）のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事等の施行後に行うことができるものとする

- （1） 工事施行前に数量が定まらないもの
- （2） 防災及び安全管理のため、緊急施行が必要なもの
- （3） 契約者の責によらない理由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）

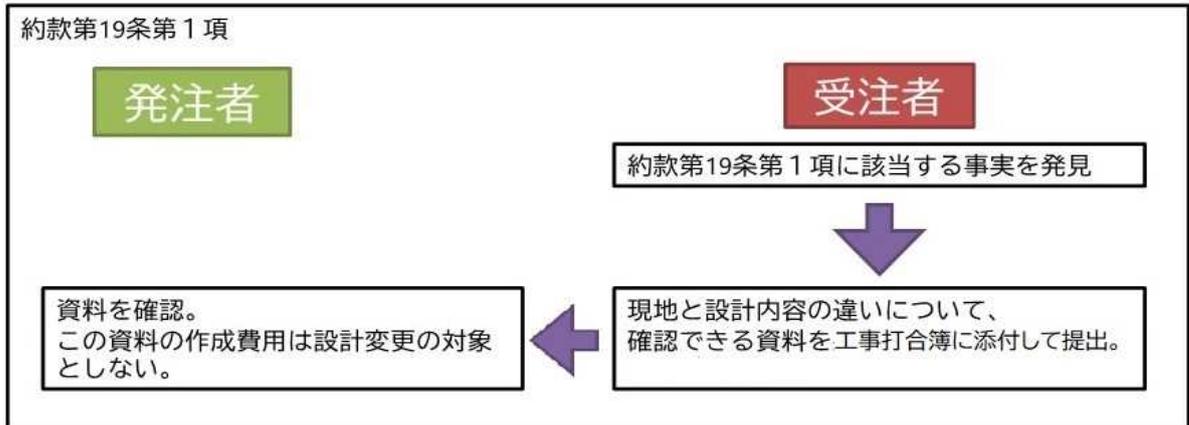
## 6 設計変更に係る資料の作成

<設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法>

### (1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して約款第19条第1項各号に該当する事実が発見された場合、発注者にその事実が確認できる資料を書面により提出し確認を求めなければなりません。

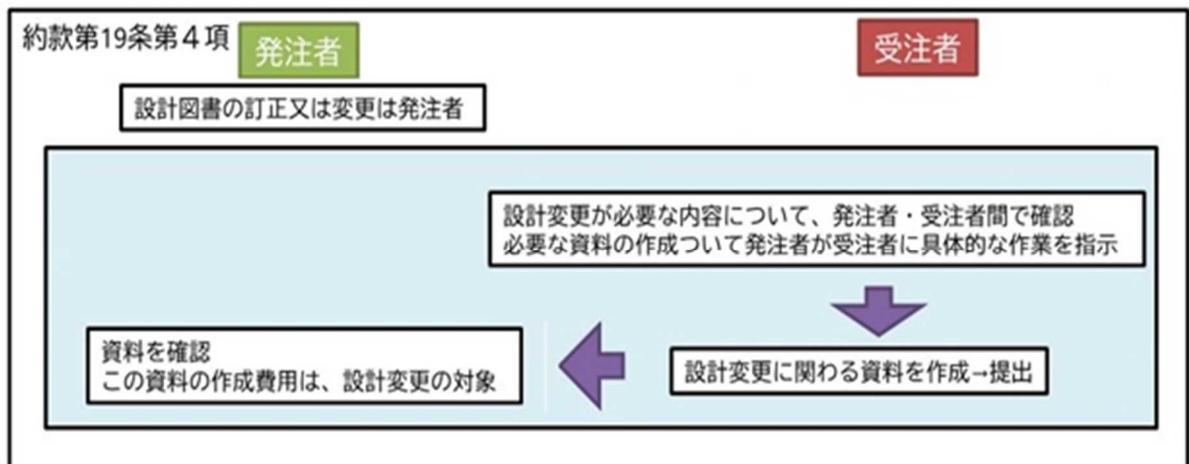
なお、これらの資料作成に必要な費用について契約変更の対象としません。



### (2) 変更に必要な資料作成

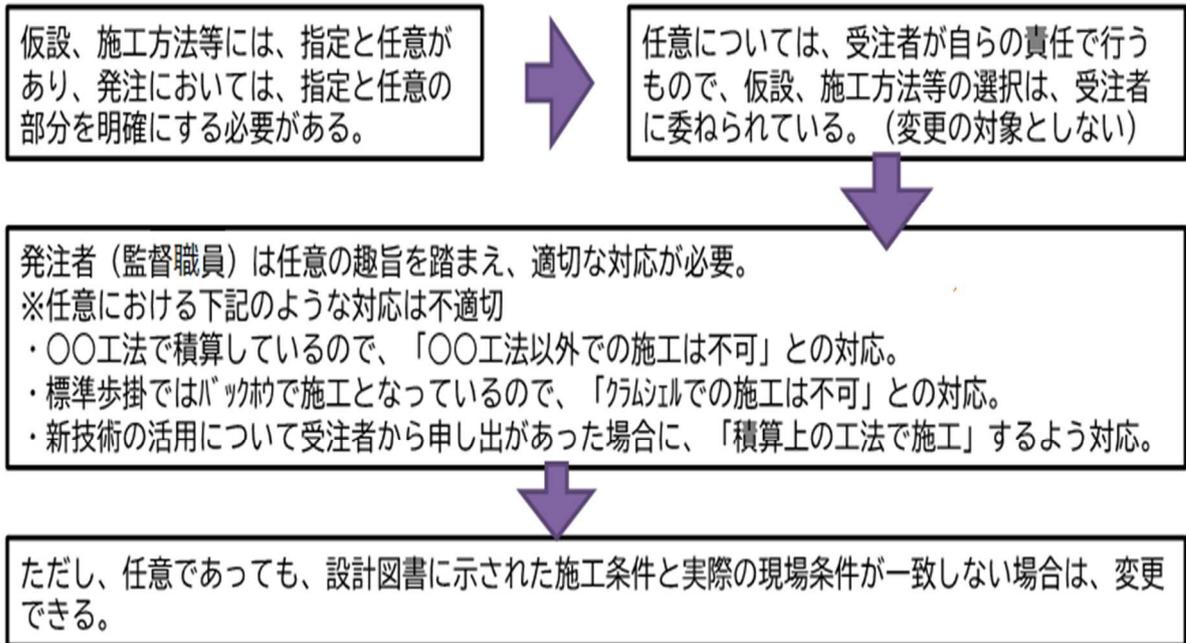
契約款第19条第1項各号に該当する事実の発見により設計変更を行うために必要な資料の作成については、契約約款第19条第4項に基づき発注者が行うものですが、やむを得ず受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとします。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、発注者・受注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により通知後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が作成した設計変更に関する資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づく設計変更に関する資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤ 増加費用の算定は、平成30年3月1日付け29建企第553号（愛知県建設企画課通知）を参考とし、受発注者間で確認する。



## 7 指定・任意の運用

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者とその責任において定めることとします。



### ■自主施工の原則

約款第1条第3項により、設計図書に指定されていない場合は、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

#### 約款第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者とその責任において定める。

### 【指定と任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する。	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象としない。
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象とする。
その他	<指定仮設とすべき事項>・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合・仮設構造物を一般交通に供する場合・関係官公署との協議により制約条件のある場合・特許工法又は特殊工法を採用する場合・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	

## 8 設計図書の照査について

約款及び標準仕様書において設計照査の実施は受注者の責務です。

### (1) 大府市公共工事契約約款 第19条 (条件変更等)

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 1 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 2 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- 3 設計図書の表示が明確でないこと。
- 4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 5 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

### (2) 愛知県土木工事標準仕様書

#### 第1編 総則編 第1章総則1-1-3 設計図書の照査等

請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により約款第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事打合簿にその事実が確認できる資料を添付し、監督員へ提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

### (3) 設計図書の照査の範囲

#### ●標準仕様書により受注者が作成する資料の範囲

- ① 現場地形図・・・実測横断図  
設計図との対比図・・・当初設計図への現地盤線等の作図  
取合い図・・・当初設計図への既設構造物の追記  
施工図・・・施工ヤード等実施工程上問題となる施工資料
- ② 更に詳細な説明または書面の追加は、現地の事実が確認できない場合に限って要求できるものとする  
注1) 現地事実の確認の範囲は、上記の資料に対して新たな比較設計や構造計算が伴うものは含まれていない。  
更なる比較設計や構造計算等の検討に掛かる費用は発注者の責務において実施するものとする。

### (4) 設計図書の照査の範囲を超えるもの

「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に必要な費用の負担は、発注者の責任において行うものとします。

### (5) 受注者が実施する「設計図書の照査」の項目及び内容

受注者は、約款及び標準仕様書に基づいて設計照査を行います。一般事項については、設計図書の照査は、愛知県建設局「設計変更ガイドライン」の「9 設計図書の照査について」に基づき行うものとします。  
なお、工事着手前に行う設計図書の照査は、「設計変更ガイドライン」の「9 設計図書の照査について」の内照査要領（案）に基づく照査を行い、照査結果を報告するものとします。

また、その他工種毎の照査についても、適宜実施するものとします。

## 参考資料

- 1 大府市公共工事請負契約約款（抜粋）
- 2 大府市設計変更事務取扱要領（抜粋）
- 3 大府市工事監督要領（抜粋）
- 4 大府市設計変更審査委員会設置要綱（抜粋）
- 5 愛知県土木工事標準仕様書（抜粋）
- 6 設計図書の照査要領（案）愛知県建設部

# 1 大府市工事請負契約約款（抜粋）

## （総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

## （特許権等の使用）

- 第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

## （支給材料）

- 第16条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）の品名、数量、品質又は規格、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書を提出しなければならない。

- 4 受注者は、支給材料の引渡しを受けた後、当該支給材料に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に相当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料に代えて他の支給材料を引渡し、支給材料の品名、数量、品質若しくは規格を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、支給材料の品名、数量若しくは規格、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書のと定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能になったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

- 第18条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるとき、その他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 発注者は、受注者が第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
  - 3 前項に規定するもののほか、発注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
  - 4 前2項に該当する場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

- 第19条 受注者は工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - (5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
  - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。
  - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
  - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （設計図書の変更）

第20条 発注者は、前条第4項の規定によるもののほか、必要があると認められるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （工事の中止）

第21条 工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるもののほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （著しく短い工期の禁止）

第21条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天災等又は第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者又は下請負人のいずれの責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、書面により発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額の変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるもののほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
  - 3 発注者は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
  - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

#### (一般的損害)

- 第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### (不可抗力による損害)

- 第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者又は下請負人のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
- (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 前各項の規定は、数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担について準用する。この場合において、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と読み替えるものとする。

#### （受注者の催告による解除権）

第49条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

#### （受注者の損害賠償請求等）

第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念上に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない。

- (1) 第49条又は50条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第34条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額について遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

## 2 大府市設計変更事務取扱要領（抜粋）

（設計変更のできる範囲）

第3条 設計変更は、大府市公共工事請負契約約款、大府市建築設計業務委託契約約款等（以下これらを「約款等」という。）に規定する事項、又は、特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、次に掲げる理由により当初設計を変更する必要がある場合に行なう。

- (1) 発注後に発生した外的条件によるもの
  - ア 自然現象その他不可抗力による場合
  - イ 他事業、施行条件等に関連する場合
  - ウ 地元調整等の処理による場合
  - エ 安全対策に基づく場合（交通誘導警備員、仮設工等）
- (2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの
  - ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
  - イ 地盤支持力の確認に基づく場合
  - ウ 土質及び地質の確認に基づく場合
  - エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
  - オ 建設リサイクル法等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
  - カ 諸経費調整に基づく場合
  - キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
  - ク 測量、地質調査時等に判明が不可能な場合
  - ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致その他確認困難な要因による場合
- (3) 事業の進捗を図るもの

（設計変更による契約変更の範囲）

第4条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 大府市設計変更審査委員会において、審査結果が適当と認められた場合
- (2) 設計変更による増加額が、当初契約額の30パーセント以内の場合。ただし、別件発注することが妥当な場合は、除くものとする。
- (3) 設計変更による増加額が、当初契約額の30パーセントを超えるものであって現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合  
なお、「30パーセント」という範囲は、契約変更が2回、3回と重なることがあっても、当初契約金額に対する各回毎の累計概算増減額がこの範囲を超えてはならない。
- (4) 設計変更により減額する場合

（設計変更の手続）

第5条 設計変更は、その必要が生じた都度、監督職員が当該設計変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認した上で行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事又は業務（以下「工事等」という。）完了後に行うことができるものとする。

- (1) 着手前に数量が定まらないもの
- (2) 防災及び安全管理のため、緊急対応が必要なもの
- (3) 受注者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）

- 2 契約変更に伴う変更予算執行書に添付する設計変更理由書には、第3条各号に該当する項目を明記し、併せて具体的な理由を記述しなければならない。該当する事項が2以上となる場合も同様とする。
- 3 監督職員は、協議結果を設計変更協議書に整理し、受注者に対し設計変更通知書（第1号様式）により通知し、併せて変更概算金額を工事打合簿（大府市工事監督要領第2号様式）等により通知しなければならない。ただし、第1項各号のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事等完了後に通知できるものとする。
- 4 前項の変更概算金額を工事打合簿等により通知を行う場合、「概算変更金額（約 円増（減）の見込み）」及び「概算金額については変更契約額を拘束するものではなく、後日の契約変更に係る参考値と位置づけるものである。」旨の記載をするものとする。なお、概算変更金額の算出にあたっては、受注者からの見積を参考にすることができる。
- 5 事前に約款等の条件変更に基づき受注者から条件変更の内容について、工事打合簿により提出された場合、受注者の立会のうえ調査を行い、調査終了後2週間以内に結果を工事打合簿により回答するものとする。

#### （契約変更の手続）

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、次に掲げる（1）から（3）のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事等の施行後に行うことができるものとする

- （1）工事施行前に数量が定まらないもの
- （2）防災及び安全管理のため、緊急施行が必要なもの
- （3）契約者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）

- 2 契約変更に伴う変更予算執行書に添付する設計変更理由書には、第3条各号に該当する項目を明記し、併せて具体的な理由を記述しなければならない。該当する事項が2以上となる場合も同様とする。

### 3 大府市工事監督要領（抜粋）

（監督の体制）

第4条 契約担当者は、次に掲げる基準により、監督の体制を定めるものとする。

- (1) 契約金額が1件500万円を超える工事（単価契約により発注した工事を除く。）にあつては、総括監督職員及び主任監督職員を置く。
- (2) 契約金額が1件500万円以下の工事及び単価契約により発注した工事にあつては、主任監督職員を置く。
- (3) 契約担当者は、前2号の規定にかかわらず、必要に応じ、工事の規模、内容、隣接工事等の条件を勘案し、監督の体制を定めることができるものとする。

（業務の分担）

第5条 前条第1号の規定により、監督職員を複数置く場合の業務の分担は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 総括監督職員

- ア 契約書に基づく契約担当者の権限とされる事項のうち、契約担当者が必要と認めて委任したものの処理
- イ 契約の履行についての請負者若しくは現場代理人に対する必要な指示、承諾又は協議で特に重要なものの処理
- ウ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程の調整で特に重要なものの処理
- エ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要があると認める事項の契約担当者に対する報告
- オ 主任監督職員の指導監督及び監督業務の掌理

(2) 主任監督職員

- ア 契約の履行についての請負者若しくは現場代理人に対する必要な指示、承諾、確認又は協議の処理
- イ 設計図書に基づく工事の実施のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成したこれらの図書の承諾
- ウ 契約書に基づく工事の工程の管理、立会い、工事の実施状況の確認及び工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認する場合を含む。）
- エ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程の調整
- オ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める事項の総括監督職員に対する報告
- カ 工事検査に必要な資料等の調整

## 4 大府市設計変更審査委員会設置要綱（抜粋）

（設置）

第1条 工事請負契約の変更に際し、変更内容の審査を行い、適正な変更契約に資するため、大府市設計変更審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審査の対象）

第2条 委員会が審査を行う契約（以下「審査対象契約」という。）は、次のとおりとする。ただし、契約金額の100分の30以内の金額の増減であって市長が審査を要しないと認める場合は対象としない。

- (1) 議会の議決又は議会への報告を必要とする設計変更を内容とする変更契約を行おうとする工事請負契約
- (2) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける企業（同法第2条第3項の規定により同法の規定の一部の適用を受けるものを含む。）においては、予定価格1億5千万円以上の工事請負契約に係る変更契約を行おうとする工事請負契約

## 5 愛知県土木工事標準仕様書（抜粋）

### 1-1-2 用語の定義

略

5. 契約図書  
契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
6. 設計図書  
設計図書とは、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
7. 仕様書  
仕様書とは、各工事に共通する標準仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
8. 標準仕様書  
標準仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成したものをいう。
9. 特記仕様書  
特記仕様書とは、標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
10. 現場説明書  
現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
11. 質問回答書  
質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。
12. 図面  
図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び請負者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。
13. 設計書  
設計書とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。  
試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

### 1-1-3 設計図書の照査等

#### 1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

#### 2. 設計図書の照査

受注者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事打合簿にその事実が確認できる資料を添付し、監督員へ提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、発注者は設計図書の照査以外の書面の追加については、契約書第20条によるものとし、監督員の指示によるものとする。

設計図書の照査は、愛知県建設局「設計変更ガイドライン」の「9 設計図書の照査について」に基づき行うものとする。

なお、工事着手前に行う設計図書の照査は、「設計変更ガイドライン」の「9 設計図書の照査について」の内照査要領（案）に基づいた照査を行い、照査結果を報告するものとする。

### 3 . 条件変更確認通知

発注者は、第2 項の規定による条件変更の内容について、工事打合簿により提出された場合、受注者の立会のうえ調査を行い、調査終了後2週間以内に調査結果を工事打合簿により受注者に通知しなければならない。

### 4 . 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

## 6 設計図書の照査要領（案）愛知県建設部（平成22年11月）

### ◆照査要領(案)

請負者が設計図書の照査を行う際のチェックリストとして、照査要領（案）を定めた。

照査項目は、大項目として、条件明示（Ⅰ工法関係、Ⅱ工程関係、Ⅲ用地関係、Ⅳ安全対策、Ⅴ建設副産物）、資料貸与及び設計図書の3項目に分類した。

チェック内容は、大項目毎（条件明示、資料貸与及び設計図書）に異なる。

条件明示に関する項目は、設計書及び特記仕様書に明示してあるが、よくわからないことも含め、条件変更確認請求通知書で確認する。

条件の確認は重要で、発注者と請負者で認識のずれがあると、工事目的物が間違っ出来上がったり、設計変更が円滑に行われななどの問題が生じる原因となる。

資料貸与に関する項目は、資料が貸与されている場合についても、その資料中に確認したい事項があれば、条件変更確認請求通知書で確認する。

設計図書に関する項目は、設計図書に誤謬、脱漏等の事実がある場合に条件変更確認請求通知書で確認する。

また、具体的なチェック方法は、照査要領(案)の記入要領を参考とする。

照査項目一覧表は、照査のためのツールであり、目的物ではない。照査結果の参考資料として条件変更確認請求通知書に添付し、提出する。

確認事項が無い場合は、打合簿に添付し、確認事項が無かったことを報告する。

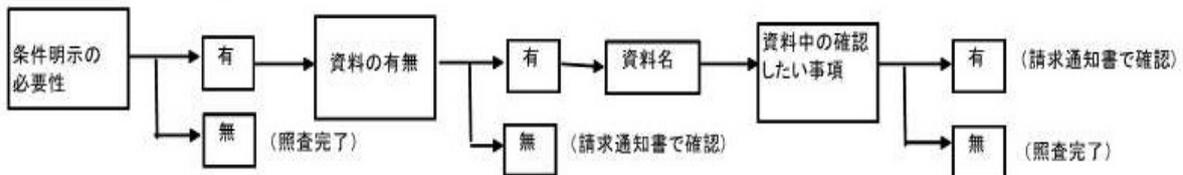
なお、道路維持補修工事等「工事打合せ簿」による工事については、この照査要領(案)による照査の対象としない。

照査項目一覧表

項目	内容	条件明示の必要性	資料の有無	資料名	資料中の確認したい事項		
条件明示	Ⅰ工法関係	工事施工関係	工法指定に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
			仮設工事(指定・任意共)に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
			仮設備に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
			薬液注入に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
			現場発生品に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
			支給材及び貸与品に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
			部分使用に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
			あいくる材使用に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	工事用道路	一般道の使用に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>				
		仮設道に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>				
	品質管理関係	品質管理に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>				
	その他	その他工法に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>				
	Ⅱ工程関係	関連工事	関連する工事の内容及び制約条件に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
			公共補償工事等における他管理者との協議結果に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
			占用支障物件の協議結果に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		関係機関協議	交差協議の調整結果(道路、河川、鉄道、公安委員会等)に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
			地元及び地権者との調整結果に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
		その他	保安林、農地、埋蔵文化財等との調整結果に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
	その他	その他工程に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>				
項目	内容	条件明示の必要性	資料の有無	資料名	資料中の確認したい事項		

項目		内容	条件明示の必要性	資料の有無	資料名	資料中の確認したい事項	
条件明示	Ⅲ 用地関係	借地に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□	
		工事用地の復旧に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□	
		事業損失防止に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□	
		立木伐採に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□	
		その他工事用地に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□	
	Ⅳ 安全対策	安全対策関係	交通安全施設に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
			近接施工に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
			交通誘導警備員に関する事(対象工種、期間、人数及び配置)	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
			その他安全対策に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
	Ⅴ 建設副産物	建設発生土	建設発生土の利用に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
			建設発生土の搬出に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
			その他建設発生土に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
		建設廃棄物	建設廃棄物の処理に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
			その他建設廃棄物に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□

### フロー図(条件明示)



項目		内容	資料貸与の必要性	貸与状況	—	資料中の確認したい事項
資料貸与	資料の確認	地質調査報告書の貸与	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
		測量成果簿の貸与	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
		用地境界杭の確認	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
		測量基準点等の確認	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
		地下埋設物に関する資料の貸与	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
		設計委託成果品(設計条件等の確認)の貸与	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
		その他資料貸与に関する事	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
項目	内容	事実の有無	—	—	—	
設計図書	設計図書の確認	金抜き設計書の設計数量と数量計算書との不整合	有□ 無□	—	—	—
		設計図面と数量計算書に使用した寸法、記号及び企画の不整合	有□ 無□	—	—	—
		必要項目の図面からの抜け落ち(水位、地質条件等)	有□ 無□	—	—	—
		設計計算書の計算結果の間違った図面への反映	有□ 無□	—	—	—
		設計図面相互の不整合(構造図と配筋図等)	有□ 無□	—	—	—
		図面が不明瞭	有□ 無□	—	—	—
		施工後にしか数量が、確定できない工程	有□ 無□	—	—	—
		その他設計図書の確認に関する事	有□ 無□	—	—	—

### フロー図(資料貸与)

